

以下の問題は、令和4年5月1日から施行された役務通達1（3）サの「特定類型」に関する実務能力認定試験用の参考問題です。

以下の問題を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1．令和4年5月1日から施行されたみなし輸出の「特定類型」の規定は、役務通達1（3）用語の解釈のサの「取引」で規定されている。

【正解】○。役務通達1（3）サの「取引」の中で、「特定類型」として①から③が規定されている。

<https://www.cistec.or.jp/export/express/211118/2-211118tsutatsu2.pdf>

問題2．役務通達では、特定類型に対して技術を提供する取引を「特定取引」と規定している。

【正解】○。役務通達1（3）サの「取引」の中で、特定類型に対して技術を提供する取引＝特定取引は、「特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引」と規定している。

問題3．特定類型の①から③までに該当する者は、居住者で、かつ法人を含む。

【正解】×。特定類型の①から③までに該当する者は、居住者で、かつ自然人（個人）に限られている。役務通達1（3）サの「取引」で規定されている。

問題4．取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、役務通達の別紙1－3にガイドラインが示されている。

【正解】○。役務通達 別紙1－3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインが規定されている。

問題5．役務通達1（3）サに「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。」と規定されている。

【正解】×。令和4年5月1日以前の役務通達1（3）サの「取引」の定義である。令和4年5月1日からは、「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事

者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。

なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、取引の相手方が特定類型に該当するか否かの確認については、別紙1－3にガイドラインを示す。（略）」と規定されている。

問題6．本邦にある大学Xの大学院生である日本人Aは、外国法人Yと雇用契約を締結し、その指揮命令に服し、日本の量子コンピュータに関する技術の獲得に努めている。この場合、日本人Aは、日本人なので特定類型①に該当しない。

【正解】×。特定類型では、居住者個人の国籍は問われない。日本人の居住者でも特定類型①の要件を満たせば該当する。日本人Aは、外国法人Yと雇用契約を締結し、その指揮命令に服しているため、特定類型①に該当する。

問題7．日本人Aは、居住者で本邦法人Xの取締役であり、外国法人Yの取締役でもある。日本人Aは、外国法人Yとの間で、善管注意義務は、外国法人Yと本邦法人Xが競合する場合は、本邦法人Xを優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人Aは、特定類型①に該当する。

【正解】×。日本人Aは、居住者で、外国法人Yとの間で、善管注意義務は、外国法人Yと本邦法人Xが競合する場合は、本邦法人Xを優先する契約を結んでいる。よって、特定類型①の除外である（イ）に該当するので、特定類型①に該当しない。なお、こうした優先契約は、兼業者である日本人Aと外国法人Yの間で結ぶか、又は、日本法人Xと外国法人Yの間で契約を結ぶ必要がある。

問題8．本邦にある大学Xの中国人留学生Aは、来日から7ヶ月を経過している居住者である。留学生Aは、数学の能力が極めて優秀なので、外国政府Yから留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生Aは、特定類型②にあたる。

【正解】○。中国人留学生Aは、来日から7ヶ月を経過している居住者で、外国政府Yから留学資金の全額の提供を受けているため、外国政府から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者であり、特定類型②にあたる。

問題 9. 本邦にあるメーカー X は、最先端の AI 技術を有しており、外国政府 Y から資金の提供を受けている。この場合、メーカー X は、特定類型②にあたる。

【正解】×。特定類型に該当する者は「自然人である居住者に限られる。」。メーカー X は、居住者であるが法人なので、特定類型に該当しない。

問題 10. 本邦にある X 大学の A 教授（居住者）は、米国にある大学 Y と雇用契約を結び教授職を兼職している。なお、指揮命令・善管注意義務の扱いに関する合意はない。この場合、A 教授は、特定類型①に該当する。

【正解】○。本邦にある X 大学の A 教授（居住者）は、米国にある大学 Y と雇用契約を結び教授職を兼職している。特定類型①の除外事由に該当する事実は、問題文にないので、特定類型①に該当する。

問題 11. 本邦にある X 大学のシンガポール人大学院生 A は、来日から 6 ヶ月を経過し、居住者であるが、シンガポールにある法人 Y と雇用契約を締結し、プログラムを作成する仕事をしている。この場合、大学院生 A は、特定類型②に該当する。

【正解】×。大学院生 A は、特定類型②ではなく、契約に基づく特定類型①に該当する。

問題 12. 役務通達 1（3）サの特定類型②では、「外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち（A）以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者」と規定されている。（A）には、20%が入る。

【正解】×。役務通達 1（3）サの特定類型②では、「外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち（25%）以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者」と規定されている。

問題 13. 特定類型でいう「外国政府等」には、輸出令別表第 3 に掲げる地域は除かれている。（キャッチオール規制は除く。）

【正解】×。特定類型でいう「外国政府等」には、輸出令別表第 3 に掲げる地域も含まれる。ただし、キャッチオール規制に該当する場合は、輸出令別表第

3に掲げる地域は除かれる。

問題 1 4. 本邦にある大学の外国人留学生Aは、来日から7ヶ月を経過している。留学生Aは、オリンピックの柔道の強化選手であることから、外国政府Xから留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生Aは、柔道の強化選手なので、特定類型②にあたらない。

【正解】×。留学生Aは、来日から7ヶ月を経過し居住者で、外国政府Xから経済的利益である留学資金の全額の提供を受けているので、特定類型②にあたる。

問題 1 5. 役務通達1(3)サでは、特定類型③とは、「本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者」と規定されている。

【正解】○。役務通達1(3)サの特定類型③に規定されている。

問題 1 6. 本邦にあるメーカーXが、新製品の開発のために特定類型①に該当する社員Aに外為令別表の9の項に該当する技術資料αを提供する場合は、役務取引許可が必要である。

【正解】○。役務通達1(3)サの「取引」に特定類型に該当する者に技術を提供する取引は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引と規定されている。

問題 1 7. 本邦にあるメーカーXが、特定類型①に該当する社員Aに輸出令別表の9の項(7)に該当する暗号装置αを国内で提供する場合、輸出許可が必要である。なお、社員Aは、暗号装置αを国内で使用する。

【正解】×。特定類型は、外為法第25条第1項後段の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」に関するものであって、外為法第48条第1項の輸出許可に関するものではない。暗号装置αは、国内使用なので、輸出にあたらない。

問題 1 8. 本邦にあるメーカーXが、特定類型①に該当する社員Aに外為令別表の6の項に該当する製造技術が含まれている公開特許情報を提供する場合、役務取引許可は不要である。

【正解】○。外為令別表の6の項に該当する製造技術が含まれている公開特許情報

は貿易外省令第9条第2項第九号ロにあたるので、本邦にあるメーカーXが、特定類型①に該当する社員Aに当該公開特許情報を提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題19. 本邦にあるメーカーXは、役務通達の「別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認をすれば、取引の相手方となる居住者(自然人に限る。別紙1-3、別紙1-4及び別紙3において同じ。)に対して技術を提供するにあたり、当該居住者が特定類型に該当するかどうかにつき、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。

【正解】○。役務通達の「別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に規定されている。

問題20. 本邦にあるメーカーXは、令和4年5月1日以降に雇用した居住者Aから役務通達の「別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に従った確認を行ったところ、居住者Aから特定類型には該当しないと誓約書を入手したので、業務に必要な外為令別表の9の項に該当する技術資料を居住者Aに提供した。ところが、この誓約書の内容は虚偽で、後日、居住者Aが特定類型①に該当することが判明した場合、メーカーXは、居住者Aに対する無許可のみなし輸出として、罰則又は行政処分の対象となる。

【正解】×。提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はない。特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者(例えば、企業)から特定類型該当者(例えば、当該企業の従業員)に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生しても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にならない。パブリックコメント9の回答参照。

<https://www.cistec.or.jp/export/express/211118/t59512108001.pdf>

問題21. 居住者が本邦法人のほかに「当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該居住者は当該外国法人等の強い影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常、グループ会社間の人事を目的とした兼業状態にあることから、日本の機微技術が外国に流出する蓋然性が低いと考えられるので、特定類型①の例外とされている。

【正解】○。パブリックコメント26の回答参照。役務通達1（3）サの特定類型①（ロ）を参照。

問題2 2. 特定類型①（イ）の合意は、（i）本邦法人と外国法人等・外国政府等又は（i i）兼業者と外国法人等・外国政府等の間で行う必要があり、本邦法人と兼業者の間ではない。

【正解】○。パブリックコメント93の回答参照。「本邦法人の指揮命令と外国法人の指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人の指揮命令を優先すること」について、（i）本邦法人と外国法人等・外国政府等又は（i i）兼業者と外国法人等・外国政府等の間で合意が必要になる。

問題2 3. 本邦法人が経済産業省から特定の社員（居住者）が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合は、当該連絡の対象になった社員を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができる。

【正解】○。パブリックコメント262の回答参照。ただし、経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡の対象になった者を主観的な根拠のみに基づき、特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられるので、留意する。

問題2 4. 特定類型③は、本邦における行動に関して、外国政府等から指示又は依頼（契約や法律に依拠しないものを含む）を受ける居住者が該当する。

【正解】○。パブリックコメント300の回答参照。

問題2 5. 本邦法人Xは、米国法人Yの取締役であるA氏を兼務のまま来週から取締役に迎える予定である。A氏が米国在住である場合、本邦法人Xが、取締役会の場で、A氏に対して、外為令別表の9の項に該当する技術資料を提供する場合、役務取引許可が必要である。

【正解】○。A氏は、米国在住で非居住者なので、リスト規制該当技術を提供する場合は、役務取引許可が必要である。

問題 26. 本邦法人 X は、米国法人 Y の取締役である A 氏を兼務のまま来週から取締役に迎える予定である。A 氏が本邦在住で居住者である場合、本邦法人 X が、取締役会の場で、A 氏に対して、外為令別表の 9 の項に該当する技術資料を提供する場合、役務取引許可は不要である。なお、指揮命令・善管注意義務の扱いに関する合意はない。

【正解】×。パブリックコメント170の回答参照。A氏は、居住者で、米国法人Yの取締役であり、特定類型①の除外事由にあたる事実もないことから、特定類型①に該当する。本邦法人Xが取締役のA氏に対して、外為令別表の9の項に関する技術情報を提供する場合、役務取引許可が必要である。

問題 27. 特定類型③に該当することが疑われる者については、経済産業省が技術の提供者である企業・大学等に連絡することが想定されている。

【正解】○。特定類型③は、性質上、民間の提供者がその該当性を判断することは、難しい場面もあることから、基本的には経済産業省から該当する可能性がある者を提供者に連絡する方法により運用することが想定されている。

問題 28. 特定類型における「外国法人等」に、外国法人の本邦における支店も含まれる。

【正解】×。「外国法人等」とは、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。外国法人の日本支店は、特定類型における「外国法人等」に含まれない。

問題 29. 本邦法人である当社には、外国法人であって、当社のグループ会社ではない法人と従業員の地位を兼任している A 氏（居住者）がいる。当社と当該外国法人との間で、当社の指揮命令権が優先する関係にあることを合意している場合、A 氏は特定類型①に該当しない。

【正解】○。特定類型①（イ）に該当するため、A氏は特定類型①に該当しない。

問題 30. 中国にあるメーカー X は、子会社である本邦法人 Y を有している。したがって、本邦法人 Y に雇用されている者は、特定類型①に該当する。

【正解】×。中国にあるメーカー X の子会社である本邦法人 Y に雇用されている者は特定類型①に該当しない。

問題31. 日本人A（居住者）は、本邦法人Xの取締役であり、外国法人Yの取締役でもある。日本人Aは、本邦法人Xとの間で、善管注意義務は、外国法人Yと本邦法人Xが競合する場合は、本邦法人Xを優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人Aは、特定類型①に該当しない。

【正解】×。日本人A（居住者）は、本邦法人Xとの間で、善管注意義務は、外国法人Yと本邦法人Xが競合する場合は、本邦法人Xを優先する契約を結んでいる。こうした優先契約は、兼業者である日本人Aと外国法人Yの間で結ぶか、又は、本邦法人Xと外国法人Yの間で契約を結ぶ必要があるため、日本人Aは、特定類型①（イ）に該当しない。よって、特定類型①に該当する。